

高齢者福祉サービス申請時の注意点について

【 申請全般について 】

- サービスの申請に必要な書類については、別紙『北見市高齢者福祉サービス事業一覧』にてご確認をお願いいたします。
- サービスの利用決定までには時間がかかる場合があります。特に、『食の自立支援事業(配食サービス)』『短期入所生活介護事業(上乘せショート)』など、利用開始希望日があるサービスについては、**少なくとも1週間前までに申請**していただくようお願いいたします。
(※ やむを得ない理由で、急遽サービスの利用が必要となった場合は、事前に、電話にて高齢者支援係までご相談ください)
- 書類に不備があった場合は、一度申請書を返却させていただく場合があります。
- 食の自立支援事業や家族介護用品支給事業など、**長期で利用継続となるサービス**がありますので、担当ケアマネジャーの方が変更となる場合には、介護保険サービスだけではなく、高齢者福祉サービスについても注意していただき、**担当者間での引き継ぎをお願い**します。

【 サービスの変更・廃止等について 】

- サービスのご利用者の方が施設入所や市外転出、死亡した場合など、**サービスが廃止となる状況になった場合は、必ず高齢者支援係にご連絡をお願い**いたします。
- 食の自立支援事業を利用している方がサービスの内容を変更・廃止する場合には『**利用調整票**』の提出が必要となります。事実を認知した場合、変更(廃止)日、変更(廃止)理由を記載してください。
- **入院等で長期間サービスの利用がない場合は、原則としてサービスは廃止**となります。
(※ 一時的な入院などサービスを休止する場合は、高齢者支援係までご相談ください)
その後、改めてサービスが必要となった場合は、再度申請書の提出をお願いします。